

令和4年度新温泉町人権啓発パンフレット

(新温泉町「差別をなくし人権文化をすすめる」町民運動推進スローガン)

なくそう差別 守ろう人権 みんなの21世紀

令和4年度 新温泉町人権ポスター優秀作品



浜坂認定こども園 まつおか ののか さん
松岡 希乃花



浜坂北小学校3年 といはた きこ さん
問端 希心



浜坂北小学校5年 たにもと なごみ さん
谷本 和穂



浜坂中学校3年 おおにし のえみ さん
大西 乃恵美



新温泉町・新温泉町教育委員会

気づきから行動へ

令和4年度も、新温泉町では、「差別や偏見をなくし、誰もが人権と自由を享有できるまち」の実現に向けて、町民と行政が力を合わせた取り組みを続けることができました。皆様の温かいご理解とご協力に心から感謝申し上げます。

各地区・各団体の人権学習会、住民交流学習人権講座、文化会館教養教室講座、住民交流事業や人権セミナー等の学びを振り返るとき、今年度も多くの方々との出会いがありました。差別や偏見をなくそうと語り合った方々、差別への不安や怒りを静かに且つ力強く語ってくださった方、互いに支え合うことの大切さについて行動を通して教えてくださった方々。そういった出会いを重ねる中で、私たちは人権が尊重される世の大切さを感じ取ってまいりました。

コロナ禍も3年目となりましたが、社会には、感染や経済への不安のみならず、性別や障がいの有無、出身地や国籍、人種や民族などを理由に、人としての誇りや可能性が奪われてしまう差別や偏見がなおも存在している現実があります。そうした差別や偏見をなくし、誰もが願う、ありのままの自分が肯定され、人が人を大切にすることができる社会の実現に向けて、これからも皆様と手を携えて地道な取り組みを重ねてまいりたいと考えております。

1922（大正11）年3月3日の「人の世に熱あれ、人間に光あれ」で結ばれた「水平社宣言採択」から100年の節目の年を迎えた今年、100年という長い月日をかけて、人が行動することによって社会のあり方を改善してきた先人たちの姿勢に学び、私たちは次の100年に向けてどのように生きていくのか、これからも皆様と共に考えていきたいと思っております。

令和4年度の人権啓発パンフレットの発刊にあたり、この冊子に目を通していただき、これまでの学びを振り返っていただくとともに、これからの学びにつなげていただければ幸いです。

新温泉町人権啓発指導員会 代表 河越智子

新温泉町の人権施策

新温泉町人権啓発推進条例

新温泉町には人権啓発推進条例があります。平成17年に兵庫県下で3番目に制定されました。その目的は「人権が尊重されるまちづくり」です。しかし、条例ができたからといってすぐにまちが良くなるわけではありません。「まちづくり」は「ひとづくり」という言葉があるように、まちをつくるのはそこに住んでいる住民です。一方、環境が人をつくるという言葉もあります。人は環境によっても成長していきます。人が環境をつくり、つくられた環境がまた人を成長させてくれる。そうしながら、そこに住む人と環境がお互いに高まりあいながら相乗効果を生み出し住み良いまちができていくと考えます。

条例の第3条には、「町民はお互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重のまちづくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする」と町民の責務がかかれています。このまちに住むすべての人がそのような意識を持ち、少しでもまちを良くしていこうとするならば、まちは必ずや私たち住民に今以上の幸せをもたらしてくれるものと信じています。

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、人権尊重の理念に基づき、人間性を豊かにする人権教育及び啓発活動を推進し、人権意識の醸成及び高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、お互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする。

(人権啓発推進委員会の設置)

第4条 第1条の目的を達成するため、人権啓発推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(以下略)

新温泉町人権啓発方針

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等であり、いかなる事由による差別をも受けることなく、権利と自由とを享有することができる。

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者（視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい）、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等、ホームレス、性的指向、性同一障がい者などのあらゆる差別・人権問題は、人類普遍の原理である人間の自由、尊厳と権利、平等にかかわる問題である。

これらの差別・人権問題を解消するため、新温泉町人権啓発推進条例の目的、町及び町民の責務などを踏まえ、行政はもとより町民自ら、人権意識の高揚と差別・人権問題の解消に努め、お互いの人権が尊重され、差別のない誇りが持てる町、地域社会づくりに向け積極的に取組まなければならない。

基本姿勢

- 1 内閣同和对策審議会答申及び人権擁護推進審議会答申の理念並びに「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「新温泉町人権啓発推進条例」に基づき、人権意識の高揚を図る。
- 2 同和問題をはじめとするあらゆる差別・人権問題の解消を図るため、学校及び地域社会における人権教育及び人権啓発を推進する。
- 3 人権施策を協議する機関として人権啓発推進委員会を設置し、人権教育及び人権啓発並びに人権施策の推進を図る。
- 4 人権施策推進の行政機関として人権施策行政推進会議を設置し、人権施策を推進する。
- 5 人権教育啓発指導者の育成・確保に努める。
- 6 差別・人権問題に総合的に取組むため、担当部署の体制を強化するとともに、住民学習及び住民交流の拠点として文化会館の運営等の整備充実に努める。

人権啓発指導員研修会

新温泉町では、同和問題をはじめあらゆる差別の解消をめざして、人権教育及び人権啓発推進、人権尊重の意識の高揚を図ることを目的に、指導助言に当たる人権啓発指導員を配置しています。人権啓発指導員は、地域、各種団体、職場などで行われる人権学習会、研修会、講座等において、住民により身近な存在として、住民の意識や認識に対応した啓発、指導・助言を行い得ることを目指して研修を重ねています。

令和4年5月26日（木）、新温泉町文化会館において人権啓発指導員研修会を開催しました。本年度の学習テーマは「ケアラー～だれもが人権尊重される社会を～」です。啓発ビデオの「夕焼け」を視聴し、その後、講師としてお招きした鳥取市人権情報センター研究員の衣笠尚貴さんのお話を聞きました。

相手が家族や親しい人であっても、毎日誰かの介護や世話をすることは、身体的、精神的、経済的にも大きな負担がかかります。特に、ヤングケアラーは学校に通い、教育を受け、友人と交流を通して成長する重要な時期であるにもかかわらず、その状況が周囲から見過ごされることが多いという問題があります。

この物語の主人公・瑠偉は、幼い弟の世話や家事に追われる生活にしんどさを感じつつも、「家族のことは家族するのが当たり前」という思い込みから気持ちを押し殺して生活しているヤングケアラーです。しかし、小学校時代の担任であり、元ケアラーの灯との交流によって自分の状況や本当の気持ちについて見つめなおし、将来に向き合うための一歩を踏み出します。この作品では、お互いを気かけ、人と人がつながっていくことがケアラーとその家族が抱える問題解決の糸口になる様子が描かれています。ケアは、他人事ではありません。誰もがケアする側にもケアされる側にもなります。年齢や属性を問わず、共に助け合える『誰もが人権尊重される社会』の実現をめざすことを目的としてこのドラマは作成されています。

<衣笠尚貴さんの講話内容>

「ヤングケアラー」とは、学業や仕事のかたわら、障がいや病気のある家族のケアをしている子どもや若者のことをいう。13歳から統合失調症の母をケアする人や21歳から認知症の祖母と母を同時にケアする人、幼少期から兄弟をケアする人など様々いるが、そこには、ひとつの共通することがある。ヤングケアラーの「入口」はある日急に現れるが、「出口」は見つけるのが非常に困難であるということである。



ヤングケアラーの全国割合について、厚生労働省が文部科学省と連携した調査（2022年3月）では、中学2年生で5.7%、全日制の高校2年生で4.1%あった。これは、全国中学2年生の17人に1人、全日制高校2年生の24人に1人の割合になる。そして、世話の頻度については「ほぼ毎日」が3～6割、世話に費やす一日の平均時間は「3時間未満」が最も多く、「7割以上」も1割程度あった。

小学生については、小学6年生で「世話をする家族がいる」と答えたのは6.5%であり、ケアの対象者は「兄弟」が最も多く71%、「母親」が19.8%であった。

ケアは「お手伝い」と認識されることもあるが、お手伝いの域を超えて子どもの年齢や成長の度合いに合わない『重すぎる責任』やケアの負担が『継続的に』子どもにかかってくると心身の健康や教育、仕事など将来にマイナスの影響が出てくる。

「介護は家族がするもの」とか「家族のことは家族で」というような考えが社会に浸透していることが、ヤングケアラーを、「見ようとしないと見えない存在」にし、「見ようとしても見えにくい存在」にしているといえる。

ヤングケアラー自身が、「学校や周りの大人にしてもらいたいこと」としては、①「つらさをわかってほしい」「気持ちを聞いてほしい」②「相談できる場所がほしい」③「優しく接してほしい」「見守ってほしい」④「お金の面で支援をしてもらいたい」⑤「自分がしている世話を手伝ってもらいたい」⑥「頑張ってる世話をしていることを認めてほしい。褒めてほしい」などの声があがっている。そのような中で、今、私たち地域社会ができることは何か。

それは、まず、子どもの声をしっかりと聴くことである。その上で、今、必要な支援は何かを考えることではないだろうか。そのために、行政は相談窓口をつくる。そして、そこにいる人の顔がケアラーにとって、見えやすくすることではないだろうか。相談者にとって、相談することのハードルを低くすることが大切である。



各地区・団体人権学習

新温泉町では、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、ハンセン病、インターネットによる人権侵害などの人権課題をテーマに、各地区住民、各種団体、町職員を対象にした人権学習会を年間延べ50回程度実施しています。

本年度の学習テーマは「ケアラー～だれもが人権尊重される社会を～」、啓発ビデオは兵庫県人権啓発ビデオの「夕焼け」を使用しました。

各地区人権学習会

8月の差別をなくし人権文化をすすめる町民運動強調月間を中心に町内23会場で人権学習会を実施しています。温泉地区では主に集落を単位とした学習会、浜坂地区ではブロック単位、旧小学校区単位の学習会など様々な形で学習会を展開しています。



久斗山地区人権学習会（8/26）

各種団体人権学習会

町内の職場や団体、サークル等を対象にした学習会を実施しています。それぞれの団体が職場や文化会館などを会場にして積極的に人権について学んでいます。



民生・児童委員（温泉地区）
人権学習会（8/25）

町職員人権学習会

新温泉町職員約500名を対象にした人権学習会を実施しています。毎年10月を中心に学習会を開催し、令和4年度は6日間、のべ12会場で実施しました。全職員がそれぞれの希望する会場での学習会に参加しています。この学習会は職員の勤務時間中に実施しており、職員は職務の一環として研修しています。



給食センター職員
人権学習会（7/25）

住民交流学習人権講座

文化会館を会場として、文化会館の近隣地区の住民等を対象とした住民交流学習会（成人学級）を6月から10月にかけて毎月1回年5回開催しています。各地区の人権教育推進員や地域住民、さらには文化会館運営委員など毎回40名以上の方々が学んでいます。人権DVDを視聴し、その後人権啓発指導員の講話で学習を深めています。

第1回人権講座

開催日：令和4年6月22日（水）
テーマ：家庭からふりかえる人権
DVD「話せてよかった」
人権啓発指導員：河越 智子さん



人がそれぞれに持っている価値観の違いを認めて、相手を大切に思うことは「人権」の基本的な考え方です。そして「人権」は日常の何気ない人と人との関係性の中にもあります。普段そのことを当たり前のように理解しているつもりでも、夫婦や親子のような近く親しい関係性においては相手を、そして自分自身を、一人の人間として尊重する意識がおろそかになってしまふことがあります。

このDVDは、『性的役割分担意識に気づく』『偏見にとらわれない』『家族だからこそ確かめ合う』の3つのテーマで構成され、日常の中の思い込みによって生じる問題を描き、相互理解のためのコミュニケーションによって、その問題と向き合うことを提案しています。

家庭の中の人間関係は、私たちの人権意識を育む基盤です。そこから振り返ることで、組織や社会における意識も見つめ直すことができるのではないのでしょうか。自分の中にある思い込みに気づき、自分も相手も尊重する人間関係を築くために、職場や家庭内で「人権」について話し合うきっかけになるDVDでした。

（河越智子人権啓発指導員の講話内容）

今日の学習のテーマは『家庭からふりかえる人権』、DVDのタイトルは『話せてよかった』である。これから少しの時間、皆さんと一緒に『話をする』ということについて考えていきたいと思う。

『ほうれんそう』という言葉ある。『報告・連絡・相談』のことである。『報告』と『連絡』はよくするが『相談』はあまりしないという人がいるが、『話（対話）をする』ということはとても大切なことだと思っている。

『話をする』ことで「自分はこう思っていたけれど、相手はこんなふうに考えていたのか」ということを知ることができ、『誰にでもある隠れた思い込み』に気づくことができるのである。

『血液型で人の性格を判断する』『シニアはパソコンが苦手だ』『外国人社員は自己主張が強い』『男性は家庭よりも仕事を優先するもの』なども『隠れた思い込み』ではないだろうか。

【問題】次の文章を並べ替えて、意味が通じるお話にしてください。

- 夕食後、お風呂に入っている間に、「メモは読みましたか。会が長引きそうなので、帰りが遅くなります」という留守番電話が入っていました。
- メモには、「これから保護者との会があるので出かけます。夕食の支度はしておいたので、先に食べていてください」と書いてありました。
- それを聞いて、「えー、お父さんも！」と思わず声が出てしまい、一人で留守番していた私は不安になりました。
- 私は小学6年生です。夕方、学校から帰ると、食卓の上に保育園に勤める親からのメモがありました。
- 「今、会社のトラックからだよ。配達が終わったけど、道がすごく混んでいるので、帰りが遅くなるよ」といいました。
- 夕食を終えたとき、親が電話をしてくれました。 【解答】(D→B→F→E→A→C)

大切なことは『自分には「思い込み」がないという「思い込み」に気づく』ことである。

『ポテサラ論争』を紹介する。（ミツバチさんのツイッターの投稿から）

『「母親ならポテサラくらい作ったらどうだ」の声に驚いて振り向くと、総菜コーナーで、高齢の男性と幼児連れの女性。男性はサッサと立ち去ったけど、女性は総菜パックを手にしてうつむいたまま。私は咄嗟に娘を連れて、女性の目の前でポテトサラダを買った。2パックも買った。大丈夫ですよと念じながら。』このツイッターは一時話題になった。

高齢者のつぶやきは悪意がないかもしれないが、言われた側は大きく傷ついてしまうことがある。

こんな川柳がある。「それ普通 誰が決めたの？ その普通」

「察し合う文化」と「対話する文化」という言葉がある。

「察し合う」とは、「黙して分かり合える」ということかもしれないが大変難しいことである。

「対話」とは、あまり親しくない人同士の価値観や情報の交換、もしくは、親しい人同士でも価値観が異なるときに行うすり合わせである。

平田オリザ氏は、「対話とは、異なる価値観に出くわしたときに、分かり合えないことを前提に、物怖じせず、卑屈にもならず、尊大にもならず、粘り強くできる共有できる部分を見つけ出していくこと」と自著に示している。

是非、家族で、近所で、地域で対話をするように心がけていきたいものである。

第2回人権講座

開催日：令和4年7月27日（水）

テーマ：同和問題

DVD 「近世身分制社会と被差別民～役目と生業」

人権啓発指導員：日浦 智さん



差別の連鎖を断ち切るには、差別が生まれた歴史的・社会的背景について正しく理解することが必要です。特に、部落差別についてはネットでの差別的な書き込みや土地調査など、いまだに問題は解消されておらず、むしろ複雑化しているといえます。

このDVDは、前近代（中世、近世）の「身分とは何か」及び「被差別民の役目と生業」についてわかりやすく説明しています。身分とは何か、身分はどのようにして生まれてきたのか、身分制度が生まれた理由とは何か。また、中世社会と近世社会の支配制度と身分制度の仕組み、中世の被差別民の生活様式、近世社会の武士身分、町人身分、百姓身分、被差別民のそれぞれに役割が存在していたことなどを学習します。

（日浦智人権啓発指導員の講話内容）

国語辞典によると「身分」とは「その人がその社会や団体の中で身を置く地位」とあり、「その地位の上下や序列を問題にする場合が多い」とある。現在も「身分」という言葉は残っているが「身分証明書」のように、所属を明らかにする意味でつかわれている場合があるが、そこには人間としての上下関係は存在しない。

『中世の身分制度』には、「天皇・公家」「武家」「寺社」の3つの支配系列が存在していた。農民、漁民、山の民、職人などは「天皇・公家」の支配を受け、勸進聖や行者のように宗教にかかわる身分は「寺社」の支配を、被差別民は「天皇・公家」「寺社」「武家」の支配をそれぞれ受けていた。

当時の被差別民への差別は死牛馬の処理等による「けがれ観」（穢れているとの決めつけ）から生じた民衆による差別であった。

また、中世の身分制度は支配系列として存在していたが、身分的な縛りは弱く、身分が流動的に変わる時代でもあった。

『近世の身分制度』は「身分の固定化」を図った。戦国時代から江戸時代にかけて、支配者が権力の維持安定のために部落を利用したのである。

「武士」は「百姓（村に住んでいる人）」「町人（町に住んでいる人）」を支配し、「百姓」と「町人」の間には身分上の上下関係はなかった。「えた・非人」はそれらの「外」に位置付けられていたと考えられている。

さらに、各身分には決められた役割があった。「武士」は軍役、行政、司法を担い、町人は地子（小作料）と賦役を担い、百姓には年貢と賦役があった。

関東では「えた・非人」などの被差別民を統括する権利を長吏（えた）頭の弾左衛門に与えていた。弾左衛門は武士身分と同じように刀をさしており、浅草新町に1000坪の屋敷を持ち、関東を中心に7000軒を超える被差別民を管轄していたという。

「えた・非人」などの被差別民は、太鼓の張替えなどをする皮役、城などの掃除役、警刑吏役（警察の役目）、城内で死んだ動物などの処理などを担っていた。皮役の見返りに、死牛馬の皮を手に入れる権利を与えられ、この革をなめして皮革生産に携さっていた。こうした権利を一般的に「旦那場」「草場」というが、そこには一定の縄張りがあり、近隣の農村で牛馬が死ぬとその処理権利ももっていた。

例えば、姫路藩の高木村は古くから「白なめし」という皮革が生産され、白なめし皮を加工して作られた姫革は名品として知られている。また、大阪の渡辺村は西日本の皮が集められてくる一大拠点であった。牛や馬の皮が舟で集められ、近世の末期には年間10万枚の皮が渡辺村で商いされた。渡辺村には皮革業者や皮革問屋がおおく存在し、太鼓屋も多くあった。

近世社会の履物の一つに雪駄がある。雪駄は、竹皮で編んだものの裏に牛革を張り付けて仕上げる。

鹿革のなめし皮は白革と呼ばれ、鎧などの一部に使われていた。

また、日本の医学の進歩には、被差別身分の人たちの腑分け（解剖学）の技術が深く係っていたといえる。杉田玄白等が、オランダ語の人体解剖書『ターヘル・アナトミア』を翻訳して『解体新書』を作成した際に、実際の腑分けをしたのは、被差別身分「えた」の寅松の祖父であった。

このように、近世のかわた・長吏身分の人たちはその役目や生業を通して、社会の中で重要な役割を果たしてきたといえる。

その中で、幕府や藩は、たびたび身分統制を図り、かわた・長吏の人々に対して「えた」という差別的な呼称を付けた。岡山藩では、倭約令の中で、かわた村の者には渋染めか藍染以外の服を着るよう法律で規制したが、かわた村の人々の約千数百人が強訴に立ち上がりその規制を撤廃させた。しかし、その後、指導者のうち12人が投獄され6人は釈放されたが、残り6人は獄死した。この一揆は「渋染一揆」と呼ばれている。

今回の続きは、9月28日（水）の学習会で、近代日本社会と部落問題について学習します。

第3回人権講座

開催日：令和4年8月24日（水）

テーマ：ケアラー ～だれもが人権尊重される社会を～
DVD「夕焼け」

人権啓発指導員：岡本 潔政さん



相手が家族や親しい人であっても、毎日誰かの介護や世話をすることは、身体的、精神的、経済的にも大きな負担がかかります。特に、ヤングケアラーは学校に通い、教育を受け、友人と交流を通して成長する重要な時期であるにもかかわらず、その状況が周囲から見過ごされることが多いという問題があります。

この物語の主人公・瑠偉は、幼い弟の世話や家事に追われる生活にしんどさを感じつつも、「家族のことは家族であるのが当たり前」という思い込みから気持ちを押し殺して生活しているヤングケアラーです。しかし、小学校時代の担任であり、元ケアラーの灯との交流によって自分の状況や本当の気持ちについて見つめなおし、将来に向き合うための一歩を踏み出します。この作品はお互いを気にかけて、人と人がつながっていくことがケアラーとその家族が抱える問題解決の糸口になる様子が描かれています。ケアは、他人事ではありません。誰もがケアする側にもケアをされる側にもなります。年齢や属性を問わず、共に助け合える『誰もが人権尊重される社会』の実現をめざすことを目的としてこのドラマは作成されています。

<岡本潔政人権啓発指導員の講話内容>

今日の学習のねらいを「①ヤングケアラーとは何か知る」「②ヤングケアラーの実態に触れる」「③共生の社会に向けて」にする。ケアラーとは「介護、看病、療育、心身が不調の家族など、ケアが必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケア（支援）する人」のことであり、ヤングケアラーとは「家族にケアを要する人がいる場合に、**大人が担うようなケアや責任を引き受け**、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている**18歳未満の子ども**」（日本ケアラー連盟）のことを言う。お手伝いとケアは全く別物であることに留意することが必要である。つまり、「年齢や成長の度合いに合わない、重すぎる責任やケアの負担を出口の見えない中、継続的に抱える子ども・若者たちのこと」をいうのである。

ヤングケアラーの実態としては、2021年度に行った国の調査によると、小学6年生で6.5%、中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%のヤングケアラーがいることが分かっている。ヤングケアラーに「やりたくてもできない（困っている）ことは何か」という質問に対して、・宿題や勉強の時間が取れない（15%）・自分の時間が取れない（20%）・友人と遊ぶ、話題が合わない（20%）・睡眠が十分にとれない（10%）・進路について考える余裕がない（15%）・食欲がない、身体がだるい（13%）という回答がある。また、「学校や大人に助けてほしいことは何か」という質問には、・特にない（43%）・学校の勉強を教えてほしい（20%）・自由に使える時間がほしい（20%）・自分の今の状況について話を聞いてほしい（15%）・進路や就職等、将来について相談に乗ってほしい（17%）となっている。さらに「誰かに相談したり、話をしたりしたことがあるか」という質問には5割以上の人がないと答えている。その理由として、「相談しても状況が変わるものではない」「親や家族に迷惑がかかる」「怒られる」というような事が挙げられている。ヤングケアラー自身に「あきらめや孤立感、悩みを聞いてくれる人や場所がない」といった思いがあるのかもしれない。

ヤングケアラーの人権的課題解決に向けて大切なことは、ヤングケアラーの思いや意向を尊重し、家族状況にも配慮しながら、社会の理解や支援を進めていくことである。さらに地域の一人として自分たちにできることは①ヤングケアラーに対する正しい認識を持つ②ヤングケアラーかな？と思う子どもや若者がいたら、その子の思いに気づき、認め、信頼関係を築きながら寄り添う③ケアを支えることができる仲間として輪を広げる、ということが重要なことになる。

ヤングケアラーの課題から見えることは、ケアする側もされる側も、それぞれの人生を自分の意志で歩むことができる「共生の社会づくり」が急務であるといえる。

第4回人権講座

開催日：令和4年9月28日（水）

テーマ：同和問題

DVD「近代日本社会と部落問題～近代社会
と部落差別・四民平等を求めて～」

人権啓発指導員：日浦 智さん



1871年（明治4年）の「賤民廃止令」（解放令）は、決して部落差別の解消が目的ではなく、地租徴収が目的であった。「四民平等」の社会は実現されず、新しい価値観や秩序のもとで部落差別は再生産され続けられたのである。「解放令」が発布された明治4年に新たな「戸籍法」が制定されるが、その目的も全国統一で人々を支配するためのものであった。また、内容的にも元の身分を記載するなどの問題があり、さらなる身分差別を助長していった。その結果、法令では解消されていくはずの部落差別が各地に続々と残っていった。平等を作り出すはずの近代に、新たな序列により差別を作り出していった社会や制度の仕組みや風俗、習慣を重んじる人々の意識などについて学習を深めた。

（日浦智人権啓発指導員の講話内容）

『同和問題』とは「日本社会の歴史的過程で形つくられた身分差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、今なお同和地区・被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることやそこに住んでいることなどを理由に、結婚や就職、日常生活の中で様々な差別を受けるなどの日本固有の人権問題」である。

同和地区の所在地情報の暴露は「差別」である。「部落地名総監」は差別図書であり、同和地区の所在地を暴露することは差別行為であり、インターネット上での部落の所在地情報の流布も差別行為である。

「地域の出身」とか「血縁」ということについて考えてみる。関西大学の石元清英教授の調査では、学生に2代前の4人の祖父母の名前を尋ねたところ、4人の祖父母とも正確に言える学生は少なく、3代前の8人の曾祖父母になるとほとんどの学生が知らないと答えたという。また、祖先の人数は10代遡ると1024人、20代前になると104万人になる。江戸時代初めの人口は1300～1600万人と言われているから、明治初期に身分制度が解体されて以降、今日に至るまで、同一身分や同一階層の者だけからなる子孫は事実上存在しないことになる。私たちは様々な身分が混ざり合った子孫ということになる。「尊い血筋」「穢れた血筋」など意味がないと考えることができる。

当時、部落を排除する動きは各地で続いていたが、浜坂においても同様であり、入会権や氏子問題などの日常生活の中で排除されていたという。

新温泉町にも被差別地区がある。この地区は古い時代、芝町と呼ばれていたが、地域住民の決議の結果として、「我が地区の町名（字名）を改正することが差別解消を期することになる」ということで現在の町に変更したという記録が残っている。

新温泉町には「芦屋城」より古い時代に「芝城」という城があった。その城は芝四郎が支配しており、当時「芝千軒・町六軒」と言われるほど栄えていたという。芝の一族が千軒の家並みを持つほどに栄え、芝一族と関係のない家はわずか6軒しかなかったということらしい。「町六軒」は現在の「上六軒町」と関係があるらしい。芝城が滅んだあと、城主の芝四郎の子孫、兵三郎が先祖の霊を祭るために建立した寺院が現在の宝宣寺の始まりとも記録されている。（宝宣寺は一度焼失している）

また、一向一揆当時（1570年代）の芝村には、一向宗を信じる門徒集団ができており、本願寺合戦に何名かが参加したために、徳川政権の中で被差別部落に各付けされたと考えられている。

明治4年（1871年）に解放令が発令され、その50年後の大正11年（1922年）に全国水平社が創設され、そのまた50年後の昭和44年（1969年）に同和对策事業特別措置法が施行された。そして、さらにその50年後の平成28年（2016年）に部落差別解消推進法が成立している。部落差別解消推進法の第1条には、現在もなお部落差別が存在するとある。解放令から150年が経過しているが、今なお、部落差別が存在していることの現実を私たちはどう考え、今後何をどうしていけばいいのか、今まさにすべての国民の課題であると考えている。

第5回人権講座

開催日：令和4年10月26日（水）
テーマ：インターネットにおける人権
DVD「いわれなき誹謗中傷との闘い」
人権啓発指導員：中村 勝明さん



現在、ネットでの誹謗中傷やデマがたいへん大きな社会問題となっています。ネット上での誹謗中傷により命まで落とす人もいますし、社会的にたいへん大きなダメージを受けることもあります。

この作品では、事件とは何のかかわりあいもないのに、突然に殺人事件の犯人にされてしまったスマイリーキクチさん、『スマイリーキクチは殺人犯』という根拠のないインターネットによる誹謗中傷により20年以上にもわたって大きな被害を受け、現在に至るまで誹謗中傷を受け続けながらも、誹謗中傷と闘い、乗り越えていくスマイリーキクチさんに出演していただき、ネットにおける誹謗中傷の現実と対策、そして、人権的な課題について、実際の事例をもとに学習を深めました。

（中村勝明人権啓発指導員の講話）

今、世の中は、嘘も真もインターネットで配信される時代になっている。元プロレスラーの木村花さんの事件を知っているだろうか。木村花さんはあるテレビに出演した際に発した言葉に、たくさんのツイートが送られてきた。その結果、木村花さんは、それらのツイートに思い悩んでついには、自室で自死した事件である。結果、この事件で書き込みをした人間は「侮辱罪」で警察に逮捕されている。

また、10月21日の日本海新聞に、『中傷に「いいね」賠償命令』という見出しで、『東京高裁控訴審・伊藤さん逆転勝訴』という記事が出ていた。

事件は、性暴力被害を公表したジャーナリスト伊藤詩織さんが、自身を中傷する複数のツイッター投稿に「いいね」を押して名誉を傷つけたとして、自民党の杉田水脈衆議院議員に220万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は55万円の支払いを命じたというものである。判決によると、杉田議員は2018年6月～7月、伊藤さんの中傷する複数のツイートに「いいね」を押したという。

私たち誰もが、SNSで自分が投じた情報を世界中の人が見ているということを実感しなければならない。

そして、その情報が誰かを苦しめ、場合によっては死に追いやられるかもしれないと同時に、逆に、自分が苦しめられ、死に追いやられる可能性もあることも理解することが必要である。

大切なことをまとめると次のようになる。

- (1) 面と向かって言えないことはインターネットでも発信しない。
 - ① イライラしていたり、腹が立ったりしているときは情報から離れる。
 - ② スマホのコントロールよりも感情のコントロールを第一にしてほしい。
 - ③ フィルタリングはスマホより心にフィルタリングをつけるようにする。
- (2) インターネットは人を懲らしめるツールではない。
 - ① 相手を懲らしめてやろうという正義感から加害者になる。誰も人を裁く権利はない。
 - ② ネット上で相手を追い詰める。それは言葉の暴力に過ぎない。
- (3) インターネット上の情報を簡単に信用しない。
 - ① ネットにはデマがよくあるということを覚えておく。
 - ② 犯人を疑うのではなく、誰が書いたかを疑う。
 - ③ ツイートはお金で例えるなら「借金」で、リツイートは「連帯保証人」のボタンである。同じ責任を負うことになる。
 - ④ 匿名性という神話が崩れた。デマを信じ込み、安易に書き込めば社会的信用を失うことを覚悟する。

人権学習のねらいは、新しい出会いを求め・正しく理解し・正しく行動する力を身につけることと考えている。

文化会館教養教室講座

文化会館は昭和53年に設立され、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざし、町民の福祉の向上と町民に対する人権啓発の推進、町民交流の促進を図るため、人権啓発活動や人権学習会、住民交流会などに取り組んでいます。

本年度は、住民交流を目的にした教養教室講座は6講座を開講し、延べ60名の地域住民が教養と交流を深めています。

茶道教室

教室を受講して3年目になります。

最初の何回かは緊急事態宣言で中止になりました。日常に色々な制限がかかり不安を覚えるなか、月1回のお稽古は講師先生や教室生の皆さんに優しくしていただき、とても大切な時間になりました。

観月会、文化祭では他の教室の皆さんにお世話になりながら交流を深めるなど大変有意義な時間を過ごせました。

月1回のお稽古では毎回は初めてになってしまいますが、ご指導いただいたところを一つでも思い出しながら一緒に一服いたしませんか。(教室生)



生け花教室

月に1度、第3火曜日の夜に「いけばな小原流」を受講しています。季節に合った花材の枝ぶり(線)を見たり、花の最も良い顔を見たりしながら生け込みます。同じ花型、花材でも一人ひとりの個性があふれ、それぞれが「いいねー」とお互いに褒め合う楽しさがあります。

12月の文化祭には、普段お稽古では扱わない花材を花型・花器に合うように生けます。1年に1度、皆さんに披露できることを楽しみに頑張っています。

お花があるって、いいですよ!! (教室生)



和紙折り紙教室

毎月、第2、第4木曜日の午後に、和紙で季節の和の花、洋の花など、講師先生の指導で作成しています。

折り方を教えてもらい、手先と頭を使いながら折ります。出来上がると和紙の色合い、手触りなどどれも違った素敵な花が出来上がります。

優しい仲間たちと一緒に和紙を折ってみませんか。(教室生)



料理教室

郷土料理研究会の指導で、年間12回開催しています。調理実習を通じて交流を深め、昼と夜の2グループに分かれて楽しく取り組んでいます。

食材はリーズナブルで、家庭でよく使われるものや旬のものを取り入れ、献立も教室生の希望を生かしたものになっていて、毎回楽しみです。

調理実習では、丁寧な指導と「食材の知識、調理のポイント、ちょっと一工夫」などを学び、家庭の食事作りにも役立っています。

コロナ禍でも、清潔・安心・安全を一層配慮してやっています。
(教室生)



着付け教室

令和になり、着物を着て出かける機会も少なくなりましたが、自分で着られるものなら箆箆で眠っている着物や浴衣も日の目を浴びるのではないのでしょうか。

月に1度、丁寧な先生の指導で出かける場所がなくても、皆で並んで写メに収めて楽しんでいます。

一緒に着物に袖を通してみませんか。(教室生)



焙煎珈琲教室

珈琲教室も2年が経ちました。

産地別の豆の種類、味の個性、焙煎も浅煎り・中煎り・深煎りの違い、豆の挽き方やお湯の温度などにより色々な味と香りを楽しんでいます。

家では、家族や近所の友達とにぎやかに珈琲の香り漂うキッチンで、一杯のコーヒーの至福の一時を楽しんでいます。

(教室生)



住民交流事業

文化会館では、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決をめざして住民交流事業を展開しています。主な事業は、スポーツ交流事業としてグラウンドゴルフ大会、文化交流事業として観月会、近隣文化祭、高齢者を対象にした高齢者交流会です。

スポーツ交流事業

毎年6月と10月に実施しているグラウンドゴルフ大会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和4年度は中止になりました。

文化交流事業

- 高齢者交流会 令和4年2月16日（水）
- 観月会 令和4年9月10日（土）
- 近隣文化祭 令和4年12月4日（日）

高齢者交流会



2月16日（水）、文化会館交流事業のひとつである「第28回高齢者交流会」を開催しました。今回は、コロナ蔓延防止期間中の開催でもあり、感染防止対策を十分に図る中で15名の方に参加をいただき交流を深めることができました。

「健康講座」では、新温泉町健康福祉課保健師の川中様から「楽しく健康づくり」のテーマで「オーラルフレイル予防」についてのお話を聞きました。「オーラルフレイル」とは「お口の虚弱」のことで、しっかり噛めない、うまく呑み込めないなど、お口の機能の衰えをいいます。「オーラルフレイル」の予防は①舌やくちびるの体操②ほほふくらまし体操③パ・タ・カ・ラ体操④早口ことば⑤ふきもどし体操⑥唾液腺マッサージなどが有効である。また、お口の清掃も大切であり、歯ブラシだけでなく歯間ブラシを使って歯と歯の間を綺麗にすることや舌の汚れを取ることも予防になることなどを学びました。

続いて、美方警察署の入江様と大須賀様から、特殊詐欺と交通安全についてのお話を聞きました。

「特殊詐欺」では還付金詐欺の代表的な手口についてお話を聞きました。

『市役所（役場）の職員ですが、医療費の還付金が2万円あります。関係書類を自宅にお送りしていますが届いていますか。すでに受け取り期限が過ぎておりますが、今なら間に合うのですぐに手続きをしてください。ATMで還付金の受け取りができます。ATMで申請書類を発行することができます。操作方法を説明しますので最寄りのATMから電話をしてください』などです。

このあと、うそのATM操作方法を教えられ犯人の口座に逆に振り込みをさせられるといった手口である。

「交通安全」では、美方警察署官内での交通事故死亡者数は3年連続ゼロであるが、人身事故件数は令和3年度で65件発生している。県下では特に早朝、夜間に横断歩道のない場所で道路を横断し、車にはねられる死亡事故が発生している。暗い道では、歩行者の姿が運転手から見えていないとは限らない。また、正しい方法で道路を横断しなければ、歩行者が交通違反となる場合がある。ことなどを学びました。

学習会の最後は「認知症を共に生きる」をテーマにした人権啓発DVD『ここから歩き始める』を視聴しました。このビデオは高齢者問題を人の幸せと尊厳を守るという人権の視点から捉えています。認知症の親を持つ主人公とその家族の中で繰り広げられる介護をめぐる葛藤ときずなの紡ぎなおしを描かれていて、高齢者が人間として誇りをもって生きていく上で大切なことについて、家族や地域の視点を通して考えるきっかけとなるドラマでした。

そして、参加者の皆さんがお待ちかねの手作り昼食は、文化会館料理教室生の6名の方々に腕を振るっていただきました。この日の献立は「小豆ご飯」「コロッケ」「マカロニサラダ」「卵焼き」「ほうれん草と白菜の白和え」「ちくわ磯部揚げ」「鶏肉甘辛煮」「さつま芋オレンジ煮」「五目豆」「即席漬け」でした。

大変美味しい食事をご用意いただきました。今回は新型コロナウイルス感染症対策のため、会場での会食を避け、弁当にして各自持ち帰りいただきました。

観月会



文化会館では、本年度6教室でのべ60名の教室生が活動していますが、9月10日(土)、教室生の交流を目的とした第10回目の文化会館観月会が開催されました。今年度の観月会には26名の方々にご参加いただきました。

コロナ感染対策を施し、午後6時30分に開会しました。山本文化会館運営委員長の挨拶をいただいたあと、最初に、「お団子」、「生け花」、「お菓子」、「色紙」、「焙煎珈琲」などの説明を受けた後、「誰もが住みよい社会をつくるために」をテーマにした人権ビデオ『障がいのある人と人権』を視聴しました。

お茶席では、茶道教室講師の指導のもと、着付け教室講師に着付けをしていただいた茶道教室生の方がお茶をふるまってくれました。

お点前は「盆略点前」、抹茶茶碗は「出石焼」、棗は陽斎作の「春秋」、茶杓は「ヤンバルやはずカズラ」、色紙は妙心寺管長真筆の「清風」などの大変豊かな雰囲気の中であつても美味しいお茶をいただくことができました。

焙煎珈琲教室講師とその教室生は、会場内で3種類の生豆(ブラジル、モカ、バリ神山)を深入り焙煎し、曳きたての珈琲をふるまってくれました。深入り焙煎は、酸味はほとんどなく苦みに焦げた風味があり、大変美味しくいただきました。

生け花は、生け花教室講師による秋の花6種(リンドウ・木苺・矢筈ススキ・ピンクッション・われもこころ・花とうがらし)を使って琳派調でいけさせていただきました。琳派調いけばなは江戸時代の琳派絵師たちが描いた絵画の世界を花で表現する挿花で「装飾的な華やかさをもった」生け花です。

和紙折り紙教室講師による和紙折り紙作品は、秋の七草(オミナエシ・ススキ・キキョウ・ナデシコ・フジバカマ・クズ・ハギ)を和紙で表現していただき、籠に挿していただきました。

料理教室講師と教室生には十五夜にちなんで、15個の団子を三宝に積み上げたお月見団子と、今年収穫された薩摩芋・枝豆・里芋・栗のお供え物、そしてお茶菓子としてブルーベリー入りマフィンなどを作っていました。

この日は、今年の中秋の名月の当日にあたりました。あいにく天候は曇りで月は隠れていましたが、教室生の手作りによる観月会は教室生同士が交流を深め、心が癒える本当に素晴らしいひと時になりました。

近隣文化祭



毎年12月4日から12月10日の一週間は国(法務省)が定めた「人権週間」です。文化会館では、毎年この期間中に近隣10町内会や文化会館運営委員会、文化会館教室生等が実行委員会となって「近隣文化祭」を実施しています。

本年度は、12月4日(日)、第30回近隣文化祭(サブテーマ:~人と人、地域をつなぐ~)を開催し、約200名の地域住民の方々に交流を深めていただきました。

文化会館1階ホールでは、小原流によるオンシジューム、ガーベラ、バラ、デンファレなどの洋花を使った生け花が会場を彩り、作品展示では文化会館教室生や地域住民の方たちが製作したブーゲンビリア、ハナミズキ、花札ごよみなどの和紙折り紙、大皿、銘々皿などの陶芸作品、写真、切り絵、短歌、つまみ細工など多くの素晴らしい作品が披露されました。

バザーでは、料理教室生の皆さんに作っていただいた但馬牛を使用したコクのあるカレーライス、季節野菜のかき揚げうどん、丹波黒豆を使用した黒豆寿司、日高昆布と鰹節で出汁をとったまろやかな味のきつねうどんが提供され大変美味しくいただきました。

さらに、着付け教室講師に着付けをしていただいた茶道教室生による盆略点前によって、豊かな雰囲気の中であつても美味しいお茶をいただきました。

2階大会議室では、焙煎珈琲教室生がモカ、パプアニューギニア、コロンビア、ブラジルなどの生豆を焙煎し、とても香り豊かな珈琲を提供してくれました。

珈琲の香りに包まれた大会議室のステージでは、浜坂中学校のひまわり学級生が転地学習で訪れた岡山長島愛生園での学習の成果を発表し、浜坂北小学校のささゆり学級生は青い鳥学級との交流会やインドネシアの人たちとの交流会の様子などを発表してくれました。

さらに、「令和4年度少年の主張兵庫県大会」に但馬地区代表として出場し、最優秀賞の「知事賞」を受賞した夢が丘中学校3年生の松井瞬さんには受賞作品『見た目問題』を、また、全国中学生人権作文コンテスト兵庫県大会で「男女共同参画委員会賞」を受賞した浜坂中学校3年生の福原唯さんには受賞作品『男女共同参画について』を発表していただきました。

全ての発表が会場全体を感動の渦に包みこみ、大変素晴らしいステージ発表になりました。ありがとうございました。

新温泉町人権教育協議会

新温泉町人権教育協議会は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等をめぐるさまざまな人権課題の解決や、豊かな人権文化を構築するための教育および啓発の推進を目的に5つの部会を設置し、さまざまな取組を展開しています。

1 社会教育部会

人権尊重社会を築くため、町内に暮らすすべての人々が人権問題を単に知識として理解するのではなく自らの問題として受け止め、人権問題に直感的に気づく感性や人権感覚をはぐくみ、あらゆる場面に生かせるよう、人権意識の高揚を図るために年6回の人権セミナーを実施しました。

第1回人権セミナー

開催日：7月14日（木）

テーマ：『水平社宣言を光に』～差別の現状から見えること～

講師：部落解放同盟鳥取県連合会副委員長 坂根 政代さん

坂根さんの部落差別にまつわる体験談や、ネットを媒介とした差別の事例についてご講演いただきました。社会に差別が存在していることを認め、差別について学び、社会を変えていくことが必要であると話しておられました。



第2回人権セミナー（人権を考えるつどい）

開催日：8月6日（土）

テーマ：『バリアフリーコンサート』

講師：石原 光世さん 古味 亜紀さん 濱田 直哉さん

視覚に障がいを持つ濱田さんがご自身の体験やパートナーである盲導犬について話していただいたほか、出演者と観客が一緒に手話で「ふるさと」を歌うなど、楽しみながら人権を身近に感じるコンサートになりました。



第3回人権セミナー

開催日：9月8日（木）

テーマ：『難民問題とわたしたち』～同じ地球の住民として～

講師：新温泉町人権啓発指導員会代表 河越 智子さん

参加者同士で意見を出し合うグループワークを交えながら、「人権とは何か」「人権を守るのは誰か」「難民とはどんな人たちか」「難民問題の解決に向けて、私たちに何ができるのか」を考えました。



第4回人権セミナー

開催日：10月7日（木）

人権映画上映会

タイトル：『愛と法』～それ、罪じゃありません！～

法律事務所を営む弁護士夫婦（ふうふう）の日常を撮影したドキュメンタリー映画を上映しました。社会の中で“マイノリティ”な立場に置かれている人たちの相談や裁判に、弁護士のフミさんとカズさんが向き合っていく様子を視聴し、価値観の多様性について思いを巡らせる機会になりました。

第5回人権セミナー

開催日：11月10日（木）

演題：『地域のみんなでこどもの未来を応援』

講師：鳥取市中央人権福祉センター所長 川口 寿弘さん

川口さんは、こども食堂（地域食堂）は子どもが安心していられる場所であり、高齢者や障がい者が役割を持てる場所、悩みを抱えた住民が気軽に相談できる場所でもあると話しておられました。こども食堂（地域食堂）の推進によって、誰もが住みやすい地域づくりの拠点となることを学びました。



第6回人権セミナー

開催日：12月8日（木）

演 題：『障がい者の就労支援』

講 師：NPO法人ぷろじえくとPlus 塩原 太一さん

但馬での障がい者雇用の状況や、ぷろじえくとPlusでの就労支援の取り組みについてご講演いただきました。段階に応じた配慮を行い、環境を整えることで、障がい者の働く力を引き出し、また障がい者以外の人も含めて誰もが働きやすい職場になると塩原さんは話しておられました。



2 学校教育部会

学校教育部会は、県の人権教育基本方針及び町の人権啓発方針等に基づき、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題の解決に向けた教育を発達段階に応じて推進しました。



〈各部会研修会〉 開催日：6月8日（水）

小・中学校の教職員が小学校・中学校部会、養護教諭部会、特別支援教育部会に分かれて今年度の活動テーマや活動方針について協議しました。また、10・11月には、部会ごとに研修会を実施しました。

〈PTA・教職員合同人権研修会〉

町内の全ての園・小・中・高等学校とPTAとで人権研修会を開催し、お互いの人権意識の向上に努めました。

〈合同研修会〉 開催日：10月25日（火）

浜坂西小学校において、全学年で人権学習の公開授業を行いました。町内の学校園教職員が参加し、実践指導力を深める機会となりました。後半は「セクシャルマイノリティの人権課題と最近の動向について」をテーマに、宝塚大学看護学部教授の日高庸晴さんにご講演いただきました。



3 企業部会



〈合同研修会〉 開催日：8月29日（月）

企業部会では、「様々な人権課題の解決に向け、職場における人権について考え、どのように実践していくか」をテーマに、明るい職場づくりをめざして、企業合同研修会を実施しました。そして、一人一人の人権が大切にされ、生きがいのある職場づくりにむけて各種団体、企業等での研修会を積極的に支援、実施しました。

4 地域部会



〈研修会〉 開催日：6月10日（金）、7月14日（木）、8月6日（土）

地域部会では、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題の解決や豊かな人権文化を構築することを目的に、地域における人権学習の推進を支える人権教育推進員を対象に、研修会を実施しました。

5 啓発部会



啓発部会では、人権を尊重した差別のない明るい町づくりを推進するために啓発広報紙を年4回発行し、効果的で充実した啓発に努めます。町人教の活動を中心に掲載し、特集コーナーやコラム、編集後記等を設け、紙面の充実に努めました。

また、商工会だより「みゆみ」を活用して本人通知制度についてお知らせする広告を掲載し、人権啓発を行いました。

本人通知制度

本人通知制度とは

新温泉町では、住民票の写しや戸籍謄本、戸籍抄本など戸籍に関する証明書を第三者に交付した場合に、事前登録した人に対して、証明書を交付した事実を通知する「本人通知制度」を実施しています。

戸籍法

●戸籍にはどんな内容が記載されているのですか？

昭和22年に制定された戸籍法には、『戸籍の記載』について詳細に決められています。「氏名・出生年月日・戸籍に入った原因と年月日・実父母の氏名及び実父母との続柄・養子であるときは養親の氏名及び養親との続柄・夫婦については夫又は妻である旨・他の戸籍から入ったものについてはその戸籍の表示」などです。

●戸籍は誰でも請求できるのですか？

戸籍に関する証明書を請求できる人は、本人と戸籍に記載されている者、その配偶者、直系親族等です。

ところが、例外で「弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士」の8業士は他人の戸籍に関する証明書を請求することも定められています。

戸籍の不正取得

●法令上認められているなら、取得されても問題ないのではないですか？

職権を乱用して、法令に定める職務外で不正に取得する事件が起きています。犯罪に利用されたり、犯罪被害にあうなどの人権侵害につながっています。

悪質な身元調査

戸籍や住民票などを不正に取得され、本籍地や現住所が明らかになることで身元調査に悪用される危険性があります。

金銭的な被害

銀行口座開設や各種契約などに悪用され、詐欺行為に加担させられる、知らないうちに借金を背負わされるなどの被害にあう危険性があります。

戸籍の悪用

知らないうちに自分の戸籍が悪用される、他人が自分に成りすまして各種届出をする、各種証明書を偽造されたりするなどの危険性があります。

ストーカー・DV被害

ストーカーやDV被害防止の申し出がされていないとき、住所や家族関係を知られ犯罪被害を受ける危険性があります。

部落差別解消推進法

部落差別の解消に向けて、国や地方自治体に対し、相談体制の充実や教育・啓発活動、実態調査などの取り組みを求める「部落差別解消推進法」が平成28年12月16日に施行されました。この法律は、**現在も部落差別がある**としたうえで、インターネット上に差別的な情報が掲載されていることなどを踏まえ、国には基本的人権を保障する憲法の理念に基づいて**差別の解消に向けた施策を講じる責務がある**と明記しています。

第1条では

「現在もなお部落差別が存在する」とし、「日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである」とした上で、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ことを目的としています。

第2条では

部落差別の解消に関する施策は「部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深めるよう努める」ことによって行われなければならないとしています。

第3条では

国は「部落差別の解消に関する施策を講ずる」などとし、地方公共団体は「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」とし、国及び地方公共団体の責務を定めています。

第4条では

国は「部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図る」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努める」とし、相談体制の充実をうたっています。

第5条では

国は「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める」とし、教育及び啓発の推進をうたっています。

第6条では

国は「部落差別の実態に係る調査を行う」としています。

依然として部落差別が存在する現状を踏まえ、部落差別の解消に向け、国、地方公共団体が相談、教育、啓発等の施策に一層取り組むことになりました。

(参照：兵庫県・兵庫県人権啓発協会「人権文化をすすめるために」)

人権啓発推進条例制定のまち しんおんせん

令和4年度 新温泉町人権標語 優秀作品

だいじょうぶ こまったときは てつだうよ

温泉小学校2年 ほんだ 本田 じろう 慈朗 さん

この世界 みんなで変えよう 差別ゼロ

浜坂北小学校5年 こばやし 小林 なとか 永斗香 さん

ネットより 目と目で話そう 危険ゼロ

夢が丘中学校2年 おかだ 岡田 あかり 愛香里 さん

認め合う 心と心と あなたと私

温泉小学校PTA なかい 中井 みき 美樹 さん

新温泉町人権啓発推進条例 (平成17年10月1日施行)

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、人権尊重の理念に基づき、人間性を豊かにする人権教育及び啓発活動を推進し、人権意識の醸成及び高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、お互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする。

(以下の条項は略)

★人権に関するご相談は★

新温泉町文化会館 電話 (0796) 82-3328

問合せ先 新温泉町文化会館 電話 (0796) 82-3328 (令和5年2月作成)